

資料 1

令和元年度  
公益社団法人岩手県農業公社ホームページリニューアル業務

## 企画コンペ実施要領

令和元年  
公益社団法人岩手県農業公社

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が実施する令和元年度公益社団法人岩手県農業公社ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という。）に係る請負候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的な事項を定めるものである。

## 1 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和元年度公益社団法人岩手県農業公社ホームページリニューアル業務
- (2) 業務の仕様 資料2「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで
- (4) 予算額（見込み）  
3,000千円以内（税込み）

## 2 コンペ参加者の資格に関する事項

本業務に関するコンペ参加者は、下記に掲げる要件を全て満たしているものとする。

[参加資格の要件]

- (1) 本業務の実施について、公社の要求に応じて速やかに来社し、対応できる体制を整えていること。なお、岩手県内で活動を行っており、岩手県内に本・支店、営業所等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表するもの等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。  
※なお、公社は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加届出書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 年8月7日建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止、又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできない。

## 3 企画コンペ手続等に関する事項

- (1) 担当課  
〒020-0884 岩手県盛岡市神明町7番5号

公益社団法人岩手県農業公社総務部総務課（パルソビル3階）

電 話 019-651-2181

F A X 019-624-5107

電子メール nyusatu@i-agri.or.jp

(2) 実施要領等の公表

企画コンペに関する下記の実施要領等について、公益社団法人岩手県農業公社ホームページに掲載する。

資料1	企画コンペ実施要領（本書）
資料2	業務仕様書
資料3	企画提案書作成要領
資料4	企画提案審査要領

(3) 事前説明会

ア 開催日時 令和元年8月22日（木）午後2時から

イ 開催場所 盛岡市神明町7-5 公社4階会議室

ウ 参加申込 【様式1-1】「企画コンペ事前説明会参加申込書」に記入の上、電子メール又はFAXにより提出すること。

エ 申込期限 令和元年8月20日（火）午後5時まで

(4) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問を下記により受け付け、回答を公表する。

ア 受付期間 令和元年8月23日（金）午後5時まで

イ 受付場所 上記「3（1）担当課」に同じ。

ウ 提出方法 【様式1-2】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、電子メール又はFAXにより提出すること。

エ 回答方法 全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、公社ホームページに掲載する。

オ 回答期日 令和元年8月29日（木）

(5) 企画提案書の提出

コンペ参加者は、申請書類を下記により提出しなければならない。

ア 提出書類

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・企画コンペ参加届出書【様式1-3】</li><li>・会社概要及び過去5年間の主な受注等実績【様式1-4】</li><li>・企画コンペ提案書作成要領により作成するコンペ提案書</li></ul> |
|---|

イ 提出期限 令和元年9月5日（木）[必着]

ウ 提出先 上記「3（1）担当課」に同じ。

エ 提出方法 持参又は郵送による。

・持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

・郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明書付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

オ 提案は、コンペ参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

カ その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(6) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留意）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

4 委託候補者の選定方法等に関する基準

(1) 委託候補者の選定方法

コンペ参加者の企画提案の審査は、資料 3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 業務の概要」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

- ア 開催日時（予定） 令和元年 9 月中旬（別途通知）
- イ 開催場所（予定） 盛岡市神明町 7-5 公社 4 階会議室
- ウ 開催方法等

審査は、コンペ参加者から提出された企画提案書に基づいて行う。

(3) 委託候補者

- ア 公社は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の委託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各コンペ参加者に郵送により通知する。
- ウ 第 1 順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上の額

(3) コンペ提案書に記載された事項は、原則として、契約時の仕様書の内容として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、公社と委託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

6 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア コンペ参加者が公社に提出した書類（以下、「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として、コンペ参加者が負う。

(2) コンペ参加者が公社企画コンペに要した費用については、全てコンペ参加者が負担するものとする。

[様式 1-1]

令和元年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社  
理事長 小原 敏文 様

住所  
会社名  
代表者氏名

印

下記委託業務の企画コンペに係る事前説明会に参加します。

記

委託業務名	令和元年度 公益社団法人岩手県農業公社ホームページリニューアル業務
担当部署名	
担当者職・指名	
説明会参加者人数	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

※担当者名を記入してください。

※令和元年8月20日(火)午後5時まで(必着)にFAX又はE-mailでお送りください。

FAX : 019-624-5107 / E-mail : nyusatu@i-agri.or.jp

※お預かりした個人情報は、標記業務委託に関する事務のみに使用し、その他の目的に利用しません。

【様式 1-2】

会社等名： \_\_\_\_\_  
担当部門： \_\_\_\_\_  
担当者： \_\_\_\_\_  
メールアドレス： \_\_\_\_\_  
電話： \_\_\_\_\_  
FAX： \_\_\_\_\_

令和元年度公益社団法人岩手県農業公社ホームページリニューアル業務  
実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

[留意事項]

- ・令和元年8月23日（金）午後5時までに提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・原則として電子メール又はFAX送信のこと。  
（メールアドレス：nyusatu@i-agri.or.jp FAX：019-624-5107）
- ・1つの質問項目について1行使用のこと。

[様式 1-3]

令和元年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社  
理事長 小原 敏文 様

住所  
会社名  
代表者氏名

印

#### 企画コンペ参加届出書

令和元年度公益社団法人岩手県農業公社ホームページリニューアル業務に係る企画コンペに参加しますので、関係書類を添えて届け出します。

次の内容について、虚偽のないことを宣誓します。

#### 記

- (1) 本業務の実施について、公社の要求に応じて速やかに来社し、対応できる体制を整えていること。なお、岩手県内で活動を行っており、岩手県内に本・支店、営業所等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表するもの等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

[様式 1-4]

会社概要及び過去の主な受注等実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去の受注等実績	発注者	受注事業内容(受注年、受注内容)
	岩手県関係	
	岩手県以外の官公庁・公共団体	
	民間	
本申請の窓口になる担当者名 所属 TEL 職 FAX 氏名 E-mail		

※既存資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものがあれば、これにかえることができる。